

学校保健安全法医療券交付申請書

就学奨励金の交付決定を受けていない人、生活保護を受給していない人は申請できません。

相模原市教育委員会 宛て
次のとおり、学校保健安全法医療券の交付を申請します。

令和 年 月 日 鉛筆以外のボールペン等(消せるボールペンは不可)を使用し、太枠内をすべて記入してください。

申請者 (保護者)	住所	〒 相模原市 区	認定区分	<input type="checkbox"/> 就学奨励金の交付決定を受けている <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している	
	フリガナ		電話番号	平日の日中に連絡ができる番号をご記入ください。	
児童対象生徒	氏名(自署)		学校学年	小学校 中学校 学園	年生
	フリガナ		氏名		

提出書類

学校から受け取った「検診結果通知」のコピー(氏名、通知日、対象疾病が分かる箇所)
 「検診結果通知」を紛失した
 学務課にて検診結果を確認後、医療券を発行しますので、医療券がご自宅に届くまで日数がかかります。

注意事項

申請書が学務課で受理されてから、医療券がご自宅に届くまで、1週間程度かかります。
 すぐに医療機関を受診したい場合は、小児医療証を使用し受診いただけます。
 小児医療証を使用した自己負担額は医療券の援助対象外となりますのでご注意ください。

対象疾病

次の学校保健安全法に定められた疾病で、学校の健康診断において治療指示を受けたもののみが対象となります。

- ・歯科 う歯(虫歯)
- ・耳鼻科 中耳炎 慢性副鼻腔炎 トラコーマ
- ・眼科 結膜炎 アデノイド
- ・内科 白癬 疥癬 膿痂疹
- ・その他 寄生虫病

お問合せ：相模原市教育委員会学務課 就学支援班 電話042(769)9262 午前8時30分～午後5時15分 土日祝日を除く

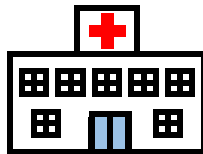
～手続きの流れ～

注意 小児医療証との併用はできません。

学校の健康診断結果通知のコピーとこの申請書を学務課に提出する。(郵送可)

学務課から届く医療券を持参し、医療機関を受診する。学務課に書類が到着後、ご自宅に届くまで1週間程度かかります。

会計時に医療券を医療機関へ提出します。治療費を負担いただくことなく医療機関を受診いただけます。



～調剤費用(薬代)について～

・う歯(虫歯)以外の疾病については、調剤券を発行します。

・会計時に調剤券を薬局へご提出ください。調剤費を負担いただくことなくお薬を受領いただけます。

医療券・調剤券の使用方法については、券を送付する際に使用方法の説明を添付しますので、詳しくはそちらをご確認ください。

教育委員会使用欄	認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				認定区分	準保	生保	
	処理欄	検診結果通知紛失時のみ記入					発行日	年 月 日	
		検診結果通知日等	確認日	年 月 日	通知日	年 月 日	発送日	年 月 日	
			担当						先生
	児童生徒CD	-		有効期限	令和 6年 月31日				
	交付書類	医療券		調剤券(う歯以外)					
	備考								
伺い)	上記の申請に基づき、学校保健安全法医療券等を交付してよろしいでしょうか。								
決裁欄	総括副主幹	担当	合 議						